

プロジェクト・チーム「学校問題解決支援チーム」設置要綱

(設置)

第1条 西宮市教育委員会プロジェクト・チーム設置規程（昭和63年西宮市教育長訓令第2号。以下「規程」という。）第2条第1号の規定に基づき、プロジェクト・チーム「学校問題解決支援チーム」（以下「チーム」という。）を設置する。

(設置の目的)

第2条 チームは、学校において通常の学校教育の対応では解決が困難な課題（以下「課題」という。）の解決に向けての必要な対応を、効率的かつ効果的に推進することを目的として設置する。

(所掌事務)

第3条 チームは、課題解決のため、次の各号に掲げる事務を所掌し、リーダーは、必要に応じ教育委員会へ報告する。

- (1) 「学校問題解決支援会議」による対応策の検討に関すること。
- (2) 会計年度任用職員等からなる「学校問題解決派遣チーム」の学校への派遣に関すること。
- (3) いじめの事実関係を明確にするための調査に関すること。
- (4) 関係機関との連絡調整に関すること。

(構成)

第4条 チームは、別表1の職員をもって構成する。

2 チームのリーダーは学校教育部長とし、サブリーダーは学校保健安全課長とする。

3 チームに部会として、「学校問題解決支援会議」及び「学校問題解決派遣チーム」を設置する。

4 「学校問題解決支援会議」は別表2の職員を、「学校問題解決派遣チーム」は別表3の職員をもって構成する。

(管理者)

第5条 チームの管理者は、学校教育を所管する教育次長とする。

(設置期間)

第6条 令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

(事務従事の形態)

第7条 チームの構成員の事務従事の形態は、別表1のとおりとする。

(専決事項)

第8条 チームの所掌事務に関する専決については、西宮市教育委員会事務専決規程（昭和55年西宮市教育長訓令第1号）の例による。

(庶務)

第9条 チームの庶務は、学校保健安全課が行うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、チームの運営に関し必要な事項は、リーダーが定める。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

付 則
この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

付 則
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表1（第4条、第7条関係）

区分	所属及び役職名
リーダー	学校教育部長
サブリーダー	学校保健安全課長
チーム員	学校教育課長
〃	教育職員課長
〃	教育研修課長
〃	特別支援教育課長
〃	学校保健安全課担当課長
チーム員 (学校問題主任専門員)	学校保健安全課会計年度任用職員
〃	学校教育課会計年度任用職員
〃	教育研修課会計年度任用職員
チーム員 (スクールソーシャルワーカー)	学校保健安全課会計年度任用職員
チーム員 (スクールサポーター)	〃
チーム員 (スクールカウンセラー)	〃

別表2（第4条関係）

区分	所属及び役職名
リーダー	学校教育部長
サブリーダー	学校保健安全課長
チーム員	学校教育課長

〃	教育職員課長
〃	教育研修課長
〃	特別支援教育課長
〃	学校保健安全課担当課長

別表3（第4条関係）

区分	所属及び役職名
チーム員 (学校問題主任専門員)	学校保健安全課会計年度任用職員
〃	学校教育課会計年度任用職員
〃	教育研修課会計年度任用職員
チーム員 (スクールソーシャルワーカー)	学校保健安全課会計年度任用職員
チーム員 (スクールサポーター)	〃
チーム員 (スクールカウンセラー)	〃